

第1章 緑の基本計画の概要

1-1 緑の基本計画

緑の基本計画とは、都市緑地法第4条において「市町村の緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画」として規定されているもので、各市町村が都市における緑地の適正な保全及び緑化の推進に関して定める計画です。公園・緑地などの公共施設から住宅地・社寺境内地などの民間施設の緑も含め、地域全体の「緑の将来像」を描き、その実現のための取組みを示します。

1-2 知立市緑の基本計画改定の背景

これまで知立市では、2011年（平成23年）3月に策定された知立市緑の基本計画に基づき、緑の保全や緑化の推進など、各種施策を進めてきました。

その間、緑の基本計画の根拠法である都市緑地法や関連する都市公園法等が改正され、民間活力を活かした緑やオープンスペースの整備・保全や都市内の農地の保全・活用、都市公園のストック効果の向上や柔軟な活用などの新たな視点からの取組みが求められています。

また、上位計画である愛知県広域緑地計画が2019年（平成31年）3月に改定されており、これらの状況の変化に対応した計画の改定が必要となっています。

さらに、知立市では2015年（平成27年）3月に「第6次知立市総合計画」を策定し、これまでのまちづくりを踏まえつつ、新たなまちづくりの目標や方向性が示されました。その中で、都市の活力を牽引するために、新たな市街地形成を進めていく方向が示されており、都市づくりと調和しながら緑を保全・確保することが重要な課題となっています。

このため、本市の緑を取り巻く環境の変化に対応しながら、今後の都市づくりと調和した緑の適正な保全及び緑化の推進等を進めるため、知立市緑の基本計画を改定します。

1-3 知立市緑の基本計画の概要

(1) 対象とする緑

緑とは、樹木や草花などの植物のみを意味するのではなく、それらを含む周辺の土地や空間も意味しており、公園・緑地、街路樹、河川などばかりでなく、個人の庭園の草花や農地、社寺まで含みます。

(2) 緑の機能

緑は「環境保全」「レクリエーション」「景観形成」「防災」の4つの機能を有しています。



環境保全

人と自然が共生する都市環境を確保する機能



レクリエーション

余暇需要の変化に対応した空間を確保する機能



景観形成

多様性や四季の変化が心を育み、潤いある美しい景観を形成する機能



防 災

災害防止、避難地、救援活動拠点などの機能により、都市の安全性を確保する機能

(3) 計画の目標年次

長期的な視点に立ち、基本理念や緑の将来像を示しますが、計画の実効性を確保するため、概ね10年後の2031年（令和13年）を目標年次とします。

知立市緑の基本計画の目標年次：2031年（令和13年）

(4) 計画の対象範囲

本計画の対象範囲は、知立市全域（1,631ha）とします。

知立市緑の基本計画の対象範囲：知立市全域

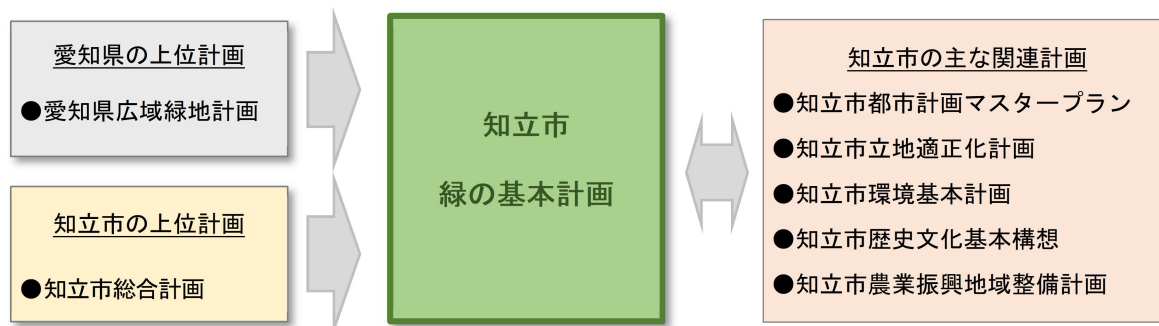
(5) 人口の見通し

本市の目標年次における人口は、知立市人口ビジョン・まち・ひと・しごと創生総合戦略と整合を図り75,700人とします。

現 況（2018年）	71,771人
目標年次（2031年）	75,700人

(6) 計画の位置づけ

本計画は、愛知県の上位計画である愛知県広域緑地計画や、市の上位計画である知立市総合計画に即した計画とし、都市計画マスタープラン等の関連計画と整合を図りながら改定します。



(7) 計画の構成

本計画は、本市における緑の現況を踏まえ課題を分析し、知立市総合計画に定められた知立市の将来像の実現を見据えながら、本市の目指すべき緑の姿を定めます。また、その実現に向けて、緑地の保全及び緑化の推進のための施策を定めます。

